

# 簡易課税制度

## 1. 計算方法

課税売上に係る消費税 － 課税売上に係る消費税 × みなし仕入率

## 2. みなし仕入率

区分	業種	みなし仕入率	
第一種	卸売業	90%	}
第二種	小売業	80%	
第三種	農業、林業、漁業、建設業、製造業等	70%	}
第四種	飲食店業、加工業等	60%	
第五種	通信運輸業、金融保険、サービス業	50%	}
第六種	不動産業	40%	

☆: 棚卸資産の売却時 / ★: 固定資産の売却時 / ◆: 固定資産の賃貸時

## 3. 要件

- (1) 基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること
- (2) 適用する課税期間の初日の前日までに簡易課税制度選択届出書を提出すること  
(事業を開始した日の属する課税期間から適用を受ける場合には、その課税期間中に提出)

## 4. 原則課税に戻るには？

⇒ 対象事業年度開始日の前日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出する。  
ただし、簡易課税制度を選択した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ選択不適用届出書を提出できない(少なくとも2年は強制適用。)